

木津川市言語としての手話の普及及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）に係るパブリックコメント実施結果（提出意見及び市の考え方）

1. 公表期間：令和7年12月5日（金）から令和8年1月5日（月）
2. 計画（案）に対する意見提出者数：5人（持参0人、電子メール2人、専用フォーム3人）
3. 提出意見数：34件（意見4件、提案30件、その他0件）
4. 提出された意見及び市の考え方

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
1	提案	条例名	1ページ目 条例の名称が長く感じます。短かく覚えやすい名称で良いのかなと思います。	条例の目的である、全ての市民が、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを実現するために必要となる、手話を含む障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進について、主旨を正確に伝えるために必要な名称であることから、原文のままとします。	-
2	提案	条例名	→木津川市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例 (理由) 名称は短ければ短いほど良い。長すぎては覚えることも困難だ。	条例の目的である、全ての市民が、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを実現するために必要となる、手話を含む障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進について、主旨を正確に伝えるために必要な名称であることから、原文のままとします。	-
3	提案	前文2行目 情緒に満ちた表現方法	→独自の語彙や文法体系を持つ「言語」 (説明) 「表現方法」を超えた「言語」であると明記。	手話が独自の体系を持った言語であることについては認識をしています。さらに、手話は手指だけではなく、全体を動かし、豊かな表情を用いて、視覚的に表現する、情緒に満ちた表現方法であるという点も伝えるために、言語であることに加え、表現方法という記載としました。	-
4	提案	前文2行目 これを使用する人の言語として	→ろう者・難聴者・中途失聴者が (説明) 具体的に対象者を明記する。	手話に関する施策の推進に関する法律第1条の内容と整合性を図り、手話を利用する全ての方を対象とする意味として記載しています。	-
5	提案	前文3行目 日常生活及び社会生活を営む上で必要となる意思疎通の手段として使用され、育まれてきた。	→日常生活及び社会生活を営む上で必要となる意思疎通の重要な手段として、そして知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として使用され、育まれてきた。 (説明) 単に意思疎通の手段にとどまらず、知識や文化を育んできたことを明記する。	手話に関する施策の推進に関する法律第2条においても、手話により豊かな文化が創造されてきたことについて記載されていることは認識しています。本条例に記載はしませんが、その旨を意識して施策を推進していきます。	-
6	提案	前文5行目 今般、障がい特性に応じた支援等に関する法令整備が進む一方で、	→障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語であると認められている今日においても、 (説明) 「今般」、では分かりにくい。現在は国際社会で障がい者の権利についての条約があり、国内においては障害者基本法が整備されていることを明記することが大切だ。	障害者権利条約及び障害者基本法において手話は言語であることが明記されたことについての重要性については、理解しています。そのため、前文15行目以降に、障がい者権利条約及び障害者基本法に関する記載をしています。	-

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
7	提案	前文17行目 障害者基本法（昭和45年法律第84号）を代表とする各種法律等の制定により、それぞれの障がい特性に対し、意思疎通のための手段の確保や差別の解消、合理的配慮の整備等が進められ、近年では、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）が令和7年6月に施行された。	▶最初に紹介したので、ここでは改めて記載しないで良いと思う。削除。	前文5行目に対する提案について、原文のままとするため、17行目の記載についても、原文のままとします。	-
8	提案	前文5行目 実際には社会の側において、理解の促進や配慮に関する課題があり、	▶手話に対する社会の理解が十分であるとは言えず、日常生活に困難を抱える人が少なくない。 (説明) 「理解の促進」「配慮に関する課題」という表現はいずれも分かりにくい。一体何が問題かを直接的に表現するべきだ。	障がい特性、障がいの種類や大きさによって生じる困難さは多岐に渡ります。そのため、必要とされる配慮や理解の度合いの形も様々であり、それら課題の全般を示す記載方法としています。	-
9	提案	前文6行目 障がい者が、その特性に応じた自由な方法でコミュニケーションを図ることや、情報を取得するための取組の推進が求められている。	▶障がい者が自分にとって一番ふさわしい方法で周囲とコミュニケーションを図ることや、様々な情報に容易にアクセスできるような環境整備が求められている。 (説明) 「取組の促進」といった行政用語では伝わりにくい。	環境の整備も含めて施策を推進していきます。	-
10	提案	前文9行目、10行目	(全文) 1ページ 支援等の歴史を辿ると⇒支援等の歴史の中で手話の歴史を辿るとこの集まりの中で手話は誕生した⇒手話は言語として認識されるようになった 「この集まりの中で手話は誕生した」→「この集まりの中で手話は言語として認識された」 【盲唖院で誕生したのではなく、以前から手話は存在はしていた】	ご提案のとおり、 <u>「手話は誕生した」を「手話は言語として認識された」へ修正します。</u>	修正
11	提案	前文9行目 障がい特性に応じた支援等の歴史を辿ると、明治11年に、全国で初めての聴覚、視覚障がい児の教育機関である「京都盲唖院」が開設され、この集まりの中で手話は誕生した。	▶日本で最初のろう学校は、古河太四郎が明治11年（1878年）に設立した京都盲唖院である。ここに31名のろうあ生徒が入学し、日本の手話が誕生した。 (説明) 原文の表現では、あたかも京都盲唖院が世界の手話の生誕の地のように誤解される恐れがあるため。	上記10番において一部文言の修正を行います。	-

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
12	提案	前文12行目　日本のろう学校においても、口話の習得を促進する教育が推進され、手話の使用が禁止されることとなったが、手話はろう者の間で大切に守られてきた。	→しかし、1880年ミラノで開かれた第二回 国際ろうあ教育会議（通称ミラノ会議）で口話の優位性が宣言され、ろう学校で手話を使うことが禁止されてしまった。日本のろう学校においても、口話の習得を促進する教育が推進され、手話の使用が禁止される事態になったが、ろう者は「手話はいのち」と位置付けて大切に守り続けてきた苦難の歴史がある。 (説明)かつて聾学校において手話が禁じられた歴史について言及するのであれば、詳しく説明すべきだから。特に「手話はいのち」という言葉は全日本ろうあ連盟結成の地である群馬県渋川市に建立されている記念碑に刻まれている言葉であるので、引用しておきたい。	第2回国際ろう教育会議（通称ミラノ会議）において、ろう教育において手話よりも口話の使用を支持することが可決され、その影響により、日本のろう学校においても手話の使用が禁止された背景がありながらも、手話が、使用者の人々の中で育まれてきた歴史があること。全日本ろうあ連盟結成の地に建てられた、関係者の想いが込められた記念碑があることについても、承知しています。それら国内外における歴史的変遷や当事者の方々の想いについても集約した形とし、複数回の当事者等への意見聴取を経て前文9行目以降の構成としました。	-
13	提案	前文14行目　昭和22年には全日本ろうあ連盟が発足し、今日においても日本国内における手話の継承及び発展に寄与し続けている。	ミラノ会議から130年後の2010年にカナダのバンクーバーで第21回国際ろうあ教育会議（通称バンクーバー会議）が開催され、手話の使用を禁止したミラノ会議の決議を全て退けると決定した。そして、「世界のすべての国家が、歴史を記憶し、すべての言語とあらゆるコミュニケーションの形式を教育プログラムが受け入れ、尊重することを要求する。」と宣言したのである。 (説明)手話が禁じられた決定が130年後に全否定され、今度は手話が尊重されることになった経緯を説明すべきではないか。ろうあ連盟の発足も大切であるが、歴史的な変遷を丁寧に説明することの方が重要だと感じる。	第2回国際ろう教育会議（通称ミラノ会議）において、ろう教育において手話よりも口話の使用を支持することが可決され、その影響により、日本のろう学校においても手話の使用が禁止された背景がありながらも、手話が、使用者の人々の中で育まれてきた歴史があること。全日本ろうあ連盟結成の地に建てられた、関係者の想いが込められた記念碑があることについても、承知しています。それら国内外における歴史的変遷や当事者の方々の想いについても集約した形とし、複数回の当事者等への意見聴取を経て前文9行目以降の構成としました。	-
14	提案	前文22行目	2ページ　コミュニケーション手段の獲得を必要とする子ども達⇒子ども達や中途失聴難聴者達が(学習できる環境が必要とするのは子ども達だけではない。中途失聴難聴者も必要)	当該部分については、意見聴取の際に出た子ども達の学習機会の獲得の重要性に関する意見を踏まえ、前文に入れた経緯があります。中途失聴者の学習機会の必要性についても認識しているため、第7条第4号の規定に基づき施策を推進していきます。	-
15	提案	前文　条文の追加	→本市の位置する府南部においては相楽聴覚言語障害センターが1986年6月に開所しており、木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村の聴覚障害者の福祉向上、手話言語の理解促進等に取り組んでいる。 本市は手話奉仕員の養成にも取り組んでおり、手話の輪は広がり続けている。 また、市内には市民による手話サークルや要約筆記のサークルも活動しており、市民の手話言語の理解増進に寄与している。 (理由)本市の現状を紹介する必要があると考えるから。また、これまで献身的に支援をしてきた市民の活動に感謝し記念する意味もあるため追加すべき。	山城南圏域における、相楽聴覚言語障害センター等各種サークル活動が果たしてきた役割や支援の経過については理解しています。ご意見の内容については、条文等への記載はしませんが、第7条第3号に記載のとおり、意思疎通支援及びコミュニケーション支援者の養成に関する施策についても推進していく所存であり、本条例制定後についても、支援に携わっていただく関係機関と連携し、取り組むことが何より重要と考えています。	-

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
16	提案	第2条第2号	3ページ(定義) (2)手話、要約筆記、点字、音声⇒手話、要約筆記、筆談、文字変換アプリ、点字、音声(中途失聴難聴者は日常生活の中で筆談をしている。筆談が、いつでもできる環境であってほしいと。音声文字変換アプリも常に使っている。公的な場所だけではなくお店などどこでも使えたらいい)(透明文字起こしの普及を望む)	第2条2号に、「筆談」を追記します。 また、文字変換アプリを含む、情報通信端末用ソフトウェアについては利便性に特化しており、コミュニケーション手段として多種多様なものが開発されていると認識しています。全てのものを条例に記載することは難しいことから、その他障がい者が、日常生活又は社会生活において使用する意思疎通の手段に含む形とさせていただきます。	追記
17	提案	第3条第2項	4ページ(基本理念)第3条 2自らコミュニケーションの方法を選択する機会が保障されることを⇒選択する機会や学習する機会が保障されることを(中途失聴難聴者が手話を学ぶ場がない。手話通訳奉仕員養成講座とは別に開催して欲しい)	学習機会の提供に関する施策の実施について、第7条第4号に規定しており、中途失聴難聴の方についても対象であると考えていますので、原文のままとします。	-
18	提案	第4条第1項	3ページ目 ○事務や事業を行うにあたり→子供たちへの合理的配慮がとても大切。幼保や学校等の教育にあたり。という文言も入れてもらいたい。	第4条において、市の責務について明記しています。市が行う事業や事務には、幼稚園や保育園、小学校や中学校等の教育部門も含むものとなっており、合理的配慮についても、対象にこども達を含む内容として記載しています。意見聴取会においても、こども達への学習環境の整備や周知啓発の大切さについて多くの意見が出ており、前文においてその旨を記載しています。必要な取組みについて、幼保等関係部署や教育委員会と連携していきます。	-
19	提案	第4条第2項	○予算の確保に努める→確保をする。にしてほしい。私事になりますが、難聴の娘の学校生活において、予算で断念している配慮(今でいうと体育館のモニター設置等)があり、他の児童さんと同じ立場で情報を得ることができていない現状があります。合理的配慮の面でも予算で諦めることなく、必要なところに予算を必ず当てていただけるように願っています。	市の財政においても、施策等の実施においても、予算の確保に対し十分に精査を行う必要があることから、「予算の確保に努める」との記載としています。また、本条例制定後に全ての施策を一度に展開していくことは困難であると考えています。しかし、手話等の普及やコミュニケーション手段の確保に関する課題があることは市として認識していますので、順次検討を重ねながら取り組み、そのための予算を確保できるよう努めます。	-
20	提案	第5条	5ページ(市民の役割)第5条 使用しやすい環境⇒具体的にどのような環境を作るのか示してほしい	市民の方が、日常生活等において、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を必要とする人と接する際に、その必要性を理解し、配慮のある対応をしていただくような環境であると考えています。	-

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
21	提案	第7条	<p>第7条に以下の項目を追加することを提案します。</p> <p>「市は、施策の実施状況を定期的に評価し、その結果を公表するとともに、必要な改善を行うものとする。」</p> <p>条例案には、手話施策やコミュニケーション支援施策の実施状況を評価し、改善につなげる仕組みがありません。</p> <p>当事者からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳派遣の調整に日数がかかる ・急な来庁時に対応できない ・筆談では意思疎通が困難 <p>といった課題が継続的に指摘されています。</p> <p>これらを改善するため、条例に次の文言を追加することを提案します。</p>	<p>課題の把握、施策の検証については、第8条に規定する仕組みの中において実施する予定です。具体的には、障がい者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聞き、施策へ反映できるよう検討します。</p>	-
22	意見	第7条第2号	4ページ目 ○多様なコミュニケーション手段を使用しやすい環境整備→学校内の環境は現在、保護者と学校でできる範囲でやっている状況です。難聴の児童が生活、勉強しやすい環境を整えるために、市が積極的に環境整備に関わってほしいと思います。	学校内における障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する学習や使用に関する環境整備については、教育委員会とも連携してまいります。	-
23	提案	第7条第3号	<p>第7条（3）に以下を追加することを提案します。</p> <p>「市は、職員が手話及びコミュニケーション支援に関する知識を習得するための研修を計画的に実施するものとする。」</p> <p>行政窓口での合理的配慮を確保するため、体系的な職員研修の実施を条例に明記すべきです。</p>	<p>市の取組みとして既に、京都府市町村振興協会が実施する手話に関する研修を活用し、職員の手話に関する学習機会を確保しています。また、窓口においては、市が委託により実施している聴こえのコミュニケーション支援事業による通訳者の派遣やコミュニケーションツールの活用により対応を行っています。具体的な職員研修等については、条例への記載は行いませんが、引き続き、職員の資質向上に努めます。</p>	-
24	提案	第7条第3号	<p>第7条（3）に以下を追加することを提案します。</p> <p>「市は、行政窓口における円滑な意思疎通を確保するため、手話通訳者等の配置について検討するものとする。」</p> <p>派遣制度だけでは、- 急な来庁 - 行政手続き - 災害時の即時対応に対応できません。</p> <p>近隣自治体では専任職員を配置しており、木津川市でも検討が必要です。</p>	条例への記載は行いませんが、近隣自治体の状況や聴こえのコミュニケーション事業の実施状況を踏まえて検討します。	-
25	意見	第7条第4号	○多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習機会の提供→娘の学校では、教員、クラスの生徒に難聴の周知を行ってくださっていますが、該当児童がいる場合だけではなく常に周知して頂けるような学習機会の提供が必要だと思っています。	学校内における障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する周知啓発の方法については、教育委員会とも連携して検討します。また、周知啓発については、児童生徒を含め、地域に対して広く実施できるよう方法を検討します。	-
26	提案	第7条第5号	<p>第7条（5）に以下を追加することを提案します。</p> <p>「市は、災害時に手話による情報提供を迅速に行うための体制整備に努めるものとする。」</p> <p>災害時に筆談では対応できず、手話による即時情報提供が不可欠です。</p>	第7条第5号については、災害時における、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の使用を要する全ての障がい者の情報取得に関する環境整備の推進のために規定したものです。そのため、ご提案の内容についても含むものとなっていることから、情報提供体制について、改善の必要性について検討します。	-

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
27	意見	第7条第5号	○災害時等に障がい者が情報を取得しやすい環境の整備に関する施策→現在、学校等では難聴、弱視共にきちんとした避難方法は示されておりません。避難時にモニターに情報が示されたり、パトランプの設置など、緊急の情報が知らされるように学校に義務づけされると安心です。	学校における災害時等の避難方法については、教育委員会と連携し、現状の把握及び改善の必要性を検討します。	-
28	提案	第8条	7ページ(施策推進に関する意見聴取)第8条 文章全体が漠然としている。きちんとした会議名と回数など明記してほしい。例えば『自立支援協議会を定期的に開きその意見を反映し、見直しをするものとする。』協議会にはその構成団体も明記して。条例の振り返りができない。作っただけになる。『努める』⇒とあるが弱い。『見直しを行うものとする』としてほしい	施策の検討、実施、振り返り、見直しを行う機会は必須であり、当事者や支援者等の関係者の方々から広く意見を募り、反映していく仕組みを設けたいと考えています。その具体的な仕組みとして、まずは、様々な障がい特性に対して支援を行う関係者や事業所が参加し活動を行っている、既存の木津川市障害者自立支援協議会を活用し、そこに当事者や支援関係者にも参加いただき、柔軟な形で多様な意見を聴取し施策の展開に繋げていきたいと考えています。 木津川市障害者自立支援協議会については、現在、2つの専門部会を設置して活動をしています。令和8年度において、障がい特性に応じたコミュニケーション支援に関する施策についての協議等を行うための新たな部会を開設いたします。 また、施策の検証検討等を重ねる中で、別途会議体を用いて協議を行う必要がある場合においては、条例第8条及び第9条を根拠とし、必要に応じて規則等を制定し会議体の設置を検討していきます。	-
29	提案	第8条	第8条に以下の項目を追加することを提案します。 「市は、手話及び多様なコミュニケーション手段の利用実態や課題について調査を行い、その結果を施策に反映するものとする。」令和7年施行の手話施策推進法では、災害時の手話による情報提供や合理的配慮が求められています。 そのため、市内の聴覚障害者の実態調査・ニーズ把握・課題分析を行い、施策に反映する仕組みが必要です。	現状の課題やニーズ把握については、第8条に記載している仕組みの中で、障がい者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聞き、その結果を基に施策に繋げていきます。	-

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
30	提案	第8条	<p>► (木津川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進会議)</p> <p>第8条 市長は、前条各号に規定する施策を確実に推進するため、木津川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。</p> <p>2 会議は施策の推進について点検及び評価をするものとする。</p> <p>3 会議は委員15人をもって組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段について優れた識見を有する者</p> <p>(2) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用する者の代表者</p> <p>(3) コミュニケーション支援者</p> <p>(4) 公募により選考された市民</p> <p>(5) 前号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(理由) 「意見を反映するよう努める」では心もとない。確実に成果を上げていくためには推進会議を設置する必要があると考える。</p>	<p>施策の検討、実施、振り返り、見直しを行う機会は必須であり、当事者や支援者等の関係者の方々から広く意見を募り、反映していく仕組みを設けたいと考えています。その具体的な仕組みとして、まずは、様々な障がい特性に対して支援を行う関係者や事業所が参加し活動を行っている、既存の木津川市障害者自立支援協議会を活用し、そこに当事者や支援関係者にも参加いただき、柔軟な形で多様な意見を聴取し施策の展開に繋げていきたいと考えています。</p> <p>木津川市障害者自立支援協議会については、現在、2つの専門部会を設置して活動をしています。令和8年度において、障がい特性に応じたコミュニケーション支援に関する施策についての協議等を行うための新たな部会を開設いたします。</p> <p>また、施策の検証検討等を重ねる中で、別途会議体を用いて協議を行う必要がある場合においては、条例第8条及び第9条を根拠とし、必要に応じて規則等を制定し会議体の設置を検討していきます。</p>	-
31	提案	第8条	<p>条例制定後の施策に重点を置くのであれば、実行された施策が妥当であり、適切なものであったかを振り返り、見直す機会が必須です。そのためには明確にその役割をなす委員会の設置を明記し、委員の人数・構成メンバー(当事者団体含む)・任期なども決めて、毎年又は2年に1回などの開催時期も明確にする必要があります。そうでなければこの条例が「絵にかいた餅」になる心配があります。</p> <p>また、施策推進のための必要な財政上の措置を講ずることも明記してください。</p>	<p>施策の検討、実施、振り返り、見直しを行う機会は必須であり、当事者や支援者等の関係者の方々から広く意見を募り、反映していく仕組みを設けたいと考えています。その具体的な仕組みとして、まずは、様々な障がい特性に対して支援を行う関係者や事業所が参加し活動を行っている、既存の木津川市障害者自立支援協議会を活用し、そこに当事者や支援関係者にも参加いただき、柔軟な形で多様な意見を聴取し施策の展開に繋げていきたいと考えています。</p> <p>木津川市障害者自立支援協議会については、現在、2つの専門部会を設置して活動をしています。令和8年度において、障がい特性に応じたコミュニケーション支援に関する施策についての協議等を行うための新たな部会を開設いたします。</p> <p>また、施策の検証検討等を重ねる中で、別途会議体を用いて協議を行う必要がある場合においては、条例第8条及び第9条を根拠とし、必要に応じて規則等を制定し会議体の設置を検討していきます。</p> <p>予算の確保については、第4条第2項に規定しています。</p>	-

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
32	提案	全体 条文の追加	<p>➡ (学校等への支援) 第〇条 市は、小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園等が行う多様なコミュニケーション手段の促進に関する活動を支援するものとする。</p> <p>➡ (市職員に対する研修) 第〇条 市は、市職員に対し、多様なコミュニケーション手段の活用に関する研修を行うものとする。</p>	<p>学校等への支援について、こども達が、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段について学習できる環境整備や、障がい特性への理解促進のために周知啓発を行うことは必要であると認識しており、前文にもその旨を記載しています。また、第7条については、対象として小中学校や幼稚園、保育園、認定こども園等も含んでおり、市全体で施策を推進していくことを規定しています。</p> <p>市職員に対する研修について、条例への記載はいたしませんが、必要な研修を実施できるよう検討します。</p>	-
33	提案	全体	<p>ほかの箇所でも『努める』⇒『～しなければならない』と強く書いてほしい。 予算の確保について何も書かれていません。予算がないと施策に反映されない。どのように確保するのか？</p>	<p>全般に対して、「努める」という表現にしている箇所についても、優先順位を考慮し、必要な取組みは実施していく所存です。 予算の確保については、第4条第2項に規定しています。</p>	-
34	意見	全体	<p>以上になりますが、木津川市で学校生活を送る難聴の子供たちは、学校に協力を得ながら今できる範囲で生活しています。 合理的配慮も認められ、昔に比べると生活しやすくなりつつありますが、まだまだ大きな壁があり、理解も届かず、時代錯誤に悩まされることも多いです。学校内で健聴者の中で同じスタートラインに立てるようになるためには、様々な環境整備、機器の活用のため予算等も含めて市のお力はとても大きなものとなります。条例の中で幼保、学校という文言がたくさん記述され充実した内容となるようお願い申し上げます。</p>	<p>頂戴したご意見等を参考とさせていただきます。 前文21行目以降のこども達のコミュニケーション手段獲得、学習環境の整備や周囲からの配慮に関する内容を意識し、学校内における障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する施策の実施について、検討します。</p>	-